

Q10

相続税ってどんな税なの？ ～相続税の仕組みについて～

相続税は、相続等により財産を取得した場合に、その取得した財産に課される税です。

財産の価額が高くなるほど税率が上がる累進税率を適用することで、富の再分配を図るという役割を果たしています。

相続税は、相続した財産の価額から基礎控除といわれる一定の額を控除して計算します。この基礎控除の水準は、バブル期の地価急騰により引き上げられてきましたが、その後、地価は下落を続けているにもかかわらず、基礎控除の水準は据え置かれてきました。また、税率も徐々に引き下げられてきました。そのため、相続税が課税されるのは、亡くなられた方の4%程度に過ぎず、相続税の再分配機能が低下しているといった指摘がされていました。

こうした状況を踏まえ、相続税の再分配機能を回復し、格差の固定化を防止するため、平成25年度税制改正では、地価動向等を踏まえた課税ベースの拡大を図るとともに、税率構造の見直しが行われました。

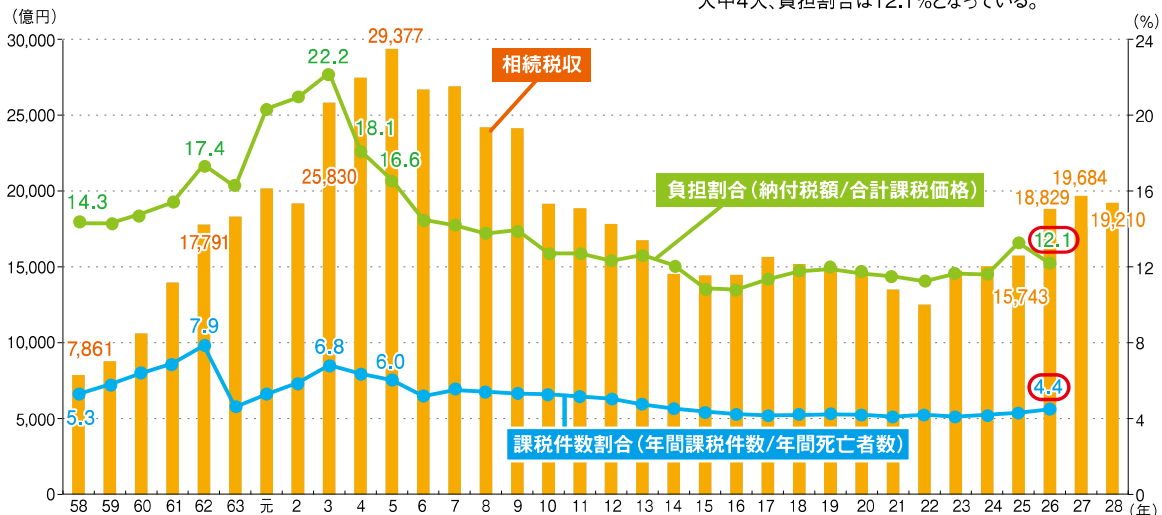
最近における相続税の税率構造・基礎控除等の推移

区分	昭和63年12月改正前	昭和63年12月改正 (昭和63年1月1日以降適用)	平成4年度改正 (平成4年1月1日以降適用)	平成6年度改正 (平成6年1月1日以降適用)	平成15年度改正 (平成15年1月1日以降適用)	平成25年度改正(現行) (平成27年1月1日以降適用)
税率構造	5億円超 (最高税率75%) 14段階	5億円超 (最高税率70%) 13段階	10億円超 (最高税率70%) 13段階	20億円超 (最高税率70%) 9段階	3億円超 (最高税率50%) 6段階	6億円超 (最高税率55%) 8段階
基礎控除	2,000万円 + 400万円×法定相続人数 (3,200万円)	4,000万円 + 800万円×法定相続人数 (6,400万円)	4,800万円 + 950万円×法定相続人数 (7,650万円)	5,000万円 + 1,000万円×法定相続人数 (8,000万円)	同左	3,000万円 + 600万円×法定相続人数 (4,800万円)
地価公示	昭和58年 100	昭和62年 157.1	平成3年 336.8	平成5年 244.1	平成14年 80.7	平成25年 69.6

基礎控除の()内は、法定相続人が3人(例:配偶者+子2人)の場合の額。地価公示は、三大都市圏(商業地)の昭和58年を100とした場合の指数。

相続税の課税件数割合、負担割合及び税収の推移

バブル期以後は、相続税の課税件数割合、負担割合及び税収とも減少傾向にあり、足元では、課税件数割合は10人中4人、負担割合は12.1%となっている。



(注1) 相続税収は各年度の税収であり、贈与税収を含む(平成27年度以前は決算額、平成28年度は予算額)。
(注2) 課税件数、納付税額及び合計課税価格は「国税庁統計年報書」により、死亡者数は「人口動態統計」(厚生労働省)による。